

○委員長（鈴木庄市）

それでは、25年度の開成町の予算書の説明に移りたいと思います。細部説明を順次、担当課長に求めます。

どうぞ、財務課長。

○財務課長（山本 靖）

それでは、予算書の1ページ目をお開きください。

議案第25号、平成25年度開成町一般会計予算。

平成25年度開成町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50億7,351万1,000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条。地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条。地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年3月5日提出、開成町長、府川裕一。

次のページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算、歳入です。第1款町税から4ページの20款町債まで。5ページ、歳出に移りまして、1款議会費から6ページの13款予備費まで。歳入歳出とも、総額50億7,351万1,000円となります。

7ページに移ります。

第2表、債務負担行為です。事項、開成町土地開発公社に係る債務保証、期間、平成25年度、限度額5億円、例年どおりの設定となっています。

電話交換機賃借料、期間、平成26年度から30年度まで、限度額783万7,000円です。こちらは、予算書51ページ、一般管理費の経常的一般管理費に事務機器等賃借料の一部として9カ月分、138万3,000円を計上していますが、

残りの4年3カ月分の限度額設定となります。老朽化した電話自動交換機を更新するリース料になります。

マイクロバス賃借料、期間、平成26年度から平成30年度まで、限度額1,959万7,000円です。こちらは、予算書59ページ、財産管理費の庁用自動車整備事業費にマイクロバス賃借料として7カ月分、258万8,000円を計上していますが、残りの4年5カ月分の限度額設定となります。老朽化したマイクロバスを更新するに当たり、費用負担を平準化するために設定した賃借料となります。

ファイルサーバ賃借料、期間、平成26年度から平成30年度まで、限度額321万6,000円です。こちらは、予算書59ページ、企画費の地域情報化推進事業費に庁内電算機器等賃借料の一部として9カ月分、56万8,000円を計上していますが、残りの4年3カ月分の限度額設定となります。老朽化したファイルサーバを更新するにリース料になります。

資産管理サーバ等賃借料、期間、平成26年度から平成30年度まで、限度額519万6,000円です。こちら、予算書59ページ、企画費の地域情報化推進事業費に庁内電算機器等賃借料の一部として9カ月分、91万7,000円を計上していますが、残りの4年3カ月分の限度額設定となります。関連機器の情報セキュリティ強化を図るため、新たに設置する資産管理サーバのリース料になります。

新総合行政ネットワーク関連機器賃借料、期間、平成26年度から平成30年度まで、限度額239万9,000円です。こちら、予算書59ページ、同じく企画費の地域情報化推進事業費にL G W A N機器賃借料の一部として2カ月分、8万3,000円を計上していますが、残りの4年10カ月分の限度額設定となります。老朽化したL G W A N機器を更新するリース料になります。

町村共同システム用端末等第2次増設賃借料、期間、平成26年度から平成30年度まで、限度額683万3,000円です。こちらは、予算書65ページ、電算管理費の行政事務電子化推進事業費に電算機賃借料の一部として8カ月分、105万1,000円を計上していますが、残りの4年4カ月分の限度額設定となります。町村の電算システム共同化に伴うパソコン等のリース料になります。

住民基本台帳ネットワーク機器リース料、期間、平成26年度から平成30年度まで、限度額267万8,000円です。こちらは、予算書65ページ、電算管理費の住民基本台帳ネットワークシステム維持管理事業費に住民基本台帳ネットワークシステム機器賃借料の一部として10カ月分、50万6,000円を計上していますが、残りの4年2カ月分の限度額設定となります。老朽化した住民基本台帳ネットワークシステム機器更新のリース料になります。

戸籍附票通知等連携システムリース料、期間、平成26年度から平成30年度まで、限度額665万6,000円です。こちらは、予算書67ページ、電算管理費の戸籍電算化事業費に附票通知等連携システム賃借料として6カ月分、74万円を計上していますが、残りの4年6カ月分の限度額設定となります。新たに連携システムを立ち上げる必要があることから設定したリース料になります。

戸籍副本管理データシステムリース料、期間、平成26年度から平成30年度まで、限度額156万3,000円です。こちら、予算書、電算管理費の戸籍電算化事業費に戸籍副本管理データシステム賃借料として6カ月分、17万4,000円を計上していますが、残りの4年6カ月分の限度額設定となります。上と同様に、平成25年10月から新たに立ち上げるものになります。

公共土木積算パソコン用ソフト賃借料、期間、平成26年度から30年度まで、限度額179万円です。こちらは、予算書121ページ、道路維持費の町道維持管理事業費に公共土木積算パソコン用ソフト賃借料の一部として8カ月分、27万5,000円を計上していますが、残りの4年4カ月分の限度額設定となります。老朽化した積算システム更新のリース料になります。

文命中学校生徒用パソコン賃借料、期間、平成26年度から平成30年度まで、限度額1,114万7,000円です。こちらは、予算書157ページ、中学校の学校管理費、学校パソコン活用推進事業費にパソコン賃借料の一部として7カ月分、147万2,000円を計上していますが、残りの4年5カ月分の限度額設定となります。再リースも3年目に入りますので、パソコン教室に新機種を導入するためのリース料になります。

次のページをお開きください。8ページです。

第3表、地方債です。

起債の目的、臨時財政対策債、限度額3億2,000万円、同じく、起債の目的、南部地区土地区画整理事業支援事業債、限度額3,150万円、松ノ木河原公園整備事業債、限度額830万円、中家村整備事業債、限度額580万円、町道改良事業債、限度額2,980万円、小学校大規模改修事業債、限度額1億円、福社会館改修事業債、限度額5,400万円、グリーンリサイクルセンター整備事業債、限度額1,020万円、合計限度額は5億5,960万円となります。利率、償還の方法については、記載のとおりですので省略させていただきます。

続いて、一般会計予算に関する説明を歳入から順次させていただきます。

平成25年度当初予算は、昨年と同様、別刷りの歳入歳出事業別説明書と予算書を併用して説明させていただきます。両方を参照していただくことになり、ご面倒とは存じますが、よろしく申し上げます。説明書は事業別説明書を主にして、簡単などころは適宜省略して時間の短縮を図りながら説明させていただきたいと思っております。

それでは、予算書では12ページ、13ページ、事業別説明書では2ページ、3ページをお開きください。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

それでは、一般会計の歳入についてご説明いたします。こちらにつきましては、今、財務課長のほうから説明がありましたように、歳入歳出予算説明資料に基づきまして説明をさせていただきます。

歳入。款、町税、項、町民税、目、個人、節、現年分。均等割でございますが、

こちらにつきましては、その年の1月1日現在で住民登録または居住している者の前年中の給与などの所得に応じて課税される個人町民税の均等割分でございます。税率につきましては、年額3,000円でございます。

次に、所得割額でございますが、こちらにつきましては、その年の1月1日現在で住民登録または居住している者の前年中の給与などの所得に応じて課税される個人住民税の所得割分でございます。こちらにつきましては、課税標準の100分の6、税率が100分の6となっております。

次に、分離譲渡でございますが、前年に土地、建物、株式などの資産の譲渡により生じる所得に対し課税される個人町民税であります。他の所得とは分離されて課税されるものでございます。税率は、長期譲渡は課税標準の3%、短期譲渡は5.4%、株式等は1.8%になります。

次に、法人住民税になります。均等割につきましては、町内に事務所や事業所がある法人の従業員数、資本金額等により課税される均等割で、次の9区分で課税されております。一応、1号法人から9号法人までの区分でありまして、1号法人が税率5万円、230社で1,150万円でございます。2号法人が税率12万円、5社で60万円、3号法人が税率13万円、36社分、468万円、4号法人で税率15万、5社で75万円、5号法人で税率16万円、10社、160万円でございます。また、6号法人、税率40万で3社、120万円、7号法人で税率41万円、25社で1,025万円でございます。8号法人では税率175万円、3社、525万円、9号法人で税率300万円、3社で900万円の総額4,483万円となっております。

また、法人税割につきましては、町内に事業所や事務所がある法人の法人税額に基づき課税されます法人町民税でございます。こちらにつきましては、税率は、資本金の金額が10億円以上の法人及び相互会社につきましては14.7%、5億円以上10億円未満の法人につきましては13.5%、5億円未満の法人及び資本金、出資金を有しない法人につきましては12.3%の税率がかかってございます。こちらにつきましては、予算額9,000万円を見込んでございます。

次に、固定資産税になりますが、現年分、土地についてご説明いたします。固定資産税につきましては、1月1日現在の現況地目により課税標準額を算定し、税率1.4%を乗じて税額が出るというような形になってございます。1万5,783筆、424万2,000平米を予定してございます。また、小規模住宅用地といたしまして、こちらにつきましては200平米分が軽減の対象となっておりますが、小規模住宅用地、こちらにつきましては課税標準が6分の1に軽減されてございます。5,707筆、85万7,000平米でございます。そのほかの住宅用地といたしましては、200平米を超える住宅用地になりますが、こちらにつきましては3分の1の軽減ということで、2,888筆、43万6,000平米となっております。

次に、家屋になりますが、こちらにつきましても、1月1日現在に存在する家屋

の課税標準額に税率の1.4%を乗じて課税されるものでございます。新築後、専用住宅、通常「住宅」と言っておりますが、専用住宅につきましては、3年もしくは5年間、2分の1の軽減措置が適用されるものでございます。

次に、償却資産につきましては、こちらは工場、事業所等が1月1日現在に所有する有形固定資産の課税標準に1.4%の税率を乗じて計算したものになってございます。

次に、配分でございますが、これは償却資産の一部でございます。地方税法第389条の規定により、2以上の市町村にまたがる固定資産、こちらにつきましては県知事が価格を配分するものでございます。また、2以上の都道府県にまたがるものにつきましては、総務大臣が価格を決定し配分するものでございまして、こちらにございますような形で、県知事配分が2社、大臣配分が6社の予定でございます。

次に、国有資産等所在市町村交付金及び納付金になりますが、こちらにつきましては、国有資産等所在市町村交付金法第2条に規定する資産に対し、前年の3月31日を基準日として、その資産が所在する市町村に交付されるものでございます。本町におきましては、神奈川県企業庁の、こちらは償却資産に該当しますが8万8,000円ほど、それから関東財務局につきましては、こちらにつきましては土地になりますが、4万4,000円ほどの交付金が予定されてございます。

次に、軽自動車税の現年分でございます。原動機付自転車につきましては、町税条例28条に規定する当該年度の4月1日現在で登録されている原動機付自転車に係る軽自動車税でございます。二輪のものの中で排気量によって3種類に分かれてございます。50cc以下、50ccから90cc、91ccから125ccまで、こちらにつきましては、ごらんのような税率、1,000円、1,200円、1,600円の税率で課税されるような形になってございます。

1ページ、おめくりください。4ページ、5ページになります。

引き続き軽自動車税になりますが、こちらにつきましては、町税条例第28条に規定しております4月1日現在に登録されている軽自動車に係る軽自動車税ということで、軽二輪車、税率2,400円、三輪以上のもので総排気量が20ccを超えるもの、または定格出力が0.25キロワットを超えるものについては税率が2,500円、四輪以上のうち軽四輪乗用車の営業のものにつきましては税率が5,500円、自家用のものにつきましては税率7,200円、四輪貨物車で営業用のものが税率3,000円、自家用のものが税率4,000円となっております。

また、小型特殊自動車につきましては、農耕作業車につきましては税率が1,600円、その他の小型特殊自動車、こちらにつきましては税率が4,700円という形でございます。

また、小型二輪車につきましては、総排気量が250ccを超えるものにつきまして、税率が4,000円という形になってございます。いずれにしても、4月1日現在で所有されている軽自動車に係るものでございます。

次に、町たばこ税でございます。こちらにつきましては、町内で消費されるたば

こに課せられる町たばこ税でございます。この税額につきましては、1,000本に対する税率という形での表記でございます。

旧3級品以外の紙巻きたばこ、こちらにつきましては、税率4.618円で1カ月分というような表記をさせていただいております。たばこ税につきましては、平成23年度の税制改正の関連で都道府県から市町村へ税源移譲がございました。平成25年4月1日現在での税源移譲でございます。たばこ税につきましては、消費された翌月に申告納税ということになってございますので、4月の納税分につきましては旧税率、5月以降の納税分に対しては新税率という形での計算になりますので、旧3級品と旧3級品以外のもの、こちらにつきましては、2段書きでの表記とさせていただいております。

それでは、こちらのほう、旧3級品以外の紙巻きたばこにつきましては4.618円の計算でございます。1本当たりにしてみますと4.618円でございます、これが1カ月分という形になります。計算をしますと754万4,000円です。次に、5月からものにつきましては5.262円で、これの11カ月分といたしまして9,455万3,000円。次に、旧3級品の紙巻きたばこ、こちらにつきましては2.190円で1カ月分ということで11万6,000円、2.495円で11カ月分の145万3,000円ということでございます。

○財務課長（山本 靖）

続いて、地方譲与税の地方揮発油譲与税になります。国税として徴収される地方揮発油税の全額の100分の42を市町村の道路延長、面積において交付されます。前年同額で見えています。

自動車重量譲与税、国税として徴収される自動車重量税の、平成22年度からは1,000分の407が道路延長、面積に応じて交付されています。100万円の増としています。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

利子割交付金になります。こちらにつきましては、預金利子に課税される県民税の一部が県民税の割合に応じて町に交付される交付金でございます。15%が国税（所得税）、5%が県民税、県収納額から1%を控除した残額の5分の3を県民税の額に按分され県から町へ交付されるものです。

次に、配当割交付金になります。こちらにつきましては、上場株式などの配当に係る税金の一部を財源として、県が一定の基準により町へ交付する交付金でございます。県収納額の100分の99に5分の3を乗じた額を県民税の額に按分して町へ交付されるものです。

次に、株式等譲渡所得割交付金でございますが、こちらにつきましては、株式などの譲渡により生じた所得に係る税金の一部を財源として、県が一定の基準により町へ配分する交付金でございます。県収納額の100分の99に5分の3を乗じた額を県民税の額に按分して町へ交付されるものです。

○財務課長（山本 靖）

地方消費税交付金です。県収納額の2分の1を国勢調査人口、事業所・企業統計調査従業員人口において市町村に交付されます。500万円の増としています。

自動車取得税交付金。県収納額の66.5%、これが道路延長、面積において交付されます。そこに22年決算と書いてあります、これを23年決算に修正していただきたいと思います。100万円の増としています。

減収補てん（住宅ローン減税分）特例交付金。所得税から住民税への税源移譲により、所得税から控除し切れない住宅ローン控除分を住民税から控除する。町民税算定のうち、これに相当分を見込んでいます。505万7,000円の増となっています。

特別交付税は地方交付税のうちの6%分、普通交付税で算定し切れない特別な財政需要や過大な財政収入積算などに対応して交付されるものです。

普通交付税については、税収増が見込まれないため、引き続き交付税が交付される見込みです。試算では全体で6億8,000万円前後の財源不足となる見込みですけれども、まだ制度変更により未確定な部分があるため、臨時財政対策債と合わせて6億円前後の財源不足を見込んでいます。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

続いて、交通安全対策特別交付金です。交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、道路交通安全施設整備等の経費に充てるための財源として交付されるものでございます。交付実績から前年度より増額を見込んで、280万円を見込んでおります。

○福祉課長（遠藤伸一）

続きまして、分担金及び負担金、負担金、民生費負担金、児童福祉費負担金でございます。一つ目が、児童措置費保護者負担金現年度分でございます。これは保育料の保護者負担分で、25年の延べ入所見込み児童数は3,649人、1カ月平均で304人としております。

2、児童措置費保護者負担金滞納繰越分、保育料の滞納繰越分でございます。

3、放課後児童利用保護者負担金現年度分、放課後児童クラブの利用者の保護者負担金でございます。町内2カ所、月平均132人、1年生49人、2年生49人、3年生34人の利用者数を見込んでございます。

4番目、放課後児童医療保護者負担金滞納繰越分ということで、1ということで計上してございます。

○環境防災課長（山口健一）

目は環境衛生費負担金です。生ごみ処理器設置費負担金。一般家庭で生ごみ処理器の設置をしていただく制度でございますが、設置者につきましては半額程度をご負担していただいております。2種類、10台を予定しております。

次のページをおめくりください。

○財務課長（山本 靖）

予算書では20ページ、21ページになります。

三つ飛びまして、4番、自動販売機設置料になります。開成町行政財産の目的外使用に係る使用料条例に基づく自動販売機設置に伴う使用料です。役場庁舎と町民センターに設置する9台分を見込んでいます。

○産業振興課長（池谷勝則）

続きまして、目、商工使用料、商工観光使用料になります。1、瀬戸屋敷使用料といたしまして、瀬戸屋敷の主屋、土蔵ほかの施設の使用料、主屋につきましては230時間相当、土蔵につきましては32時間相当、あと、これ以外にひなまつり20日間、あじさい祭9日間の使用料を見込んでおります。

2、瀬戸屋敷駐車場使用料といたしまして、あじさい祭期間中の瀬戸屋敷の駐車場の使用料570台分を見込んでおります。

○財務課長（山本 靖）

続いて、土木使用料、住宅使用料の町営住宅使用料現年度分です。町営住宅使用料、四ツ角団地12戸、円通寺団地16戸、河原町団地24戸、合計52世帯分の徴収見込み額です。

下が滞納繰越分で、前年度までの未納分の徴収見込み額、滞納繰越額が減少しているため、前年度比6万3,000円の減を見込んでいます。

○街づくり推進課長（瀬戸公雄）

続きまして、土木管理使用料の1、道路及び水路占用料であります。開成町道路占用料徴収条例、開成町水路及び認定外道路に関する条例の施行に伴い、道路及び水路等の占用料が徴収するものです。道路占用33件、水路等占用185件を予定しております。

○教育総務課長（井上 新）

続きまして、教育使用料、飛びまして幼稚園使用料、1、幼稚園保育料現年度分、こちらは幼稚園の保育料194人分を見込んでございます。

それと、2は滞納繰越分として、幼稚園保育料の滞納繰越分を見ております。

○自治活動応援課長（加藤順一）

夜間照明使用料です。文命中学校グラウンド、テニスコート、開成南小学校グラウンドの夜間照明、ナイター設備の使用料でございます。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

総務管理手数料の放置自転車等移動保管手数料でございます。放置禁止区域等における自転車の移動保管手数料で、20台を見込んでおります。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

次に、節といたしまして、徴税手数料でございます。諸証明手数料につきましては、町手数料条例の規定により発行する諸証明等に係る手数料でございます。諸証明手数料3,000件、専用住宅証明手数料80件を見込んでございます。

次に、督促手数料になります。こちらにつきましては、各種税の納期内納付がなかった方に対しまして発行いたします督促状の手数料ということでございます。2,000件を見込んでございます。

次に、節といたしまして戸籍住民手数料、1、戸籍手数料でございますが、こちらにつきましては、戸籍、除籍、改製原簿・抄本等発行手数料といたしまして3,030件を見込んでございます。

次に、住民基本台帳手数料でございますが、こちらにつきましては、住民票等発行手数料といたしまして7,500件、住基ネットICカードの手数料といたしまして50件を見込んでございます。

次に、印鑑証明手数料、こちらにつきましては印鑑証明書発行手数料で、6,000件を見込んでございます。

○環境防災課長（山口健一）

目、衛生手数料です。1、し尿処理手数料現年度分、し尿処理の手数料でございます。144件を見込んでいるところでございます。個人が130件、企業14件で、6回分の徴収を見込んでございます。

一つ飛ばしまして、3、粗大ごみ収集手数料です。家庭から排出されます粗大ごみの収集処理についての手数料で、2,165戸分を見込んでございます。

4、犬の登録手数料です。町内で飼育されている犬の登録55件、注射済証950件等の手数料を見込んでいるところでございます。

○街づくり推進課長（瀬戸公雄）

続きまして、二つ飛ばせていただきまして、土木手数料になります。土木総務手数料の2、占用料徴収事務手数料です。開成町道路占用等規則に基づく占用許可申請事務手数料であります。1,000円で45件を見ております。

続きまして、都市計画手数料の3、屋外広告物許可申請手数料であります。神奈川県屋外広告物条例に基づく屋外広告物許可申請手数料です。3年で許可期限を迎える広告物の継続設置申請件数、21件を予定しております。

○教育総務課長（井上 新）

目、教育手数料、節、幼稚園手数料、1、幼稚園入園料。こちらにつきましては、平成26年度分の幼稚園入園料を見込んでおります。100人を見込んで設定をしております。

○委員長（鈴木庄市）

ここで暫時休憩をいたします。再開は15時30分といたします。

午後3時15分